

**年休申し込み締め切りは、
20日で可能だ！！
予備勤務の休日発表も
10日以前に可能だ！！**

会社は毎月25日までに翌月分の勤務指定表作成の作業手順について、年休裁判で以下のように明らかにしています！！

ア. 公休及び特休を付与する日の決定について

予備担当乗務員に対しては各日の業務量を考慮しつつ、各乗務員に公休及び特休を付与する。



イ. 乗務以外の業務等の割当てについて

勤務指定表発表時点で従事することが確定している研修等の乗務以外の業務並びに取得することが確定している年休以外の各種休暇及び各種休職を割り当てる。



ウ. 各予備担当乗務員の担当する業務区分の割当てについて

まず、上記の作業を並行して行うとしています。そして、上記該当の乗務員数を差し引いて算出される数から連続休暇制度及び優先休暇制度の適用を行い、残りの枠を年休順位制度の適用としています。

- 予備乗務員が担当する定期行路、臨行路（四季臨）は前月初旬には既に確定しています。また、計画的な研修も確定しています。
- そうすると前月初旬には予備乗務員の休日は、確定可能となります。
- そして、連続休暇、優先休暇も年休申込締切日までに確定しています。
- 年休申込締切日から勤務指定表発表日までに行う作業は、前述の残り枠に年休抽選順位に基づき該当者を当てはめることだけとなります。

従来の年休の申込み期日20日でも勤務指定表作成は可能です！！

私たち東海労は、労働者の権利を奪う「年休の申込み期日の変更」に反対します！！